

# 2012

## 北海道の情報通信

I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

II ICT利活用による地域連携・活性化

III 電波利用環境の整備・保護

IV 地デジ受信環境の整備

# 北海道総合通信局アクションプラン2012

－ICT利活用により、北海道の暮らしを便利に・元気に・安全に－

北海道総合通信局は、「ICT利活用により、北海道の暮らしを便利に・元気に・安全に」をキーワードとして、道内の経済活性化や暮らしの利便性向上に向け、次の4項目を重点施策の柱として重点的・計画的に取り組んでいきます。

## － 目次 －

### I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

1. 非常災害時等における自治体・関係機関との連携強化 ..... 1
2. ICTを活用した安心・安全な街づくりの促進 ..... 2
3. 防災行政無線、消防・救急無線等の整備に向けた取組 ..... 3

### II ICT利活用による地域連携・活性化

1. ブロードバンド利活用による地域活性化 ..... 4
2. 地域のための研究開発の充実・強化 ..... 5
3. 電気通信サービスにおける消費者保護の推進 ..... 6
4. 電子申請の活用による利便性の向上 ..... 7

### III 電波利用環境の整備・保護

1. 地域における電波利用の促進のための調査検討の実施 ..... 8
2. 移動通信分野等の周波数確保に向けた取組 ..... 9
3. 電波利用環境の維持と電波監視の強化 ..... 10

### IV 地デジ受信環境の整備

- 新たな難視等に対する恒久対策の取組 ..... 11

# I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

## 1. 非常災害時等における自治体・関係機関との連携強化

### 非常災害時等の通信確保強化に関する取組

#### 防災対策推進室を設置し、連絡体制を強化

防災対策推進室を設置して、大規模災害等の非常時に備え、北海道及び市町村との連絡体制を強化し、災害時の重要通信を担う、防災関係機関との連携を密にします。

#### 移動通信機器・移動電源車の貸出

総務省は災害時における通信手段を確保するために、貸出し用の移動通信機器を備蓄しています。また、防災行政無線や災害対策用FM局等の電源確保のため、移動電源車を配備し、災害発生時には、自治体及び災害復旧関係者に貸与します。



札幌市総合防災訓練にて、移動電源車の説明を行う当局職員



### 非常通信協議会と連携した周知・啓発

#### 非常通信訓練の実施

災害発生時に固定電話・携帯電話などの一般の通信回線や都道府県の無線回線など通常利用している通信回線が使用不能になった場合に備えて、非常通信協議会を組織し、市町村と都道府県、都道府県と内閣府の間の通信を確保するため非常通信ルートを策定し、毎年、非常通信訓練を実施しています。

#### 周知・啓発活動

セミナーや講演会を通じ、非常災害時における情報伝達手段の確保の重要性について周知・啓発を行っています。

災害に備えた知識や情報を広く提供することにより、防災・減災の活動に役立てます。



防災関連通信機器展示

<お問い合わせ先> 防災対策推進室 011-747-6451 直通  
無線通信部 陸上課 011-709-2311 内線4651

# I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

## 2. ICTを活用した安心・安全な街づくりの促進

I  
災害等に対応した情報  
連絡手段強化に向けた取組

### ICTを活用した新しい街づくりを実現

平成24年4月、札幌市において、「ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会」北海道・地域懇談会を開催しました。

懇談会でいただいたご意見を踏まえ、災害に強い街づくりの実現、地域が複合的に抱える諸課題の解決、経済の活性化・雇用の創出、そして、国際社会への貢献・国際競争力の強化のため、センサーネットワーク、ワイヤレスネットワーク、クラウド等の最先端のICTを社会実装する新たな「ICTスマートタウン」の実現に向けて取り組んでいます。



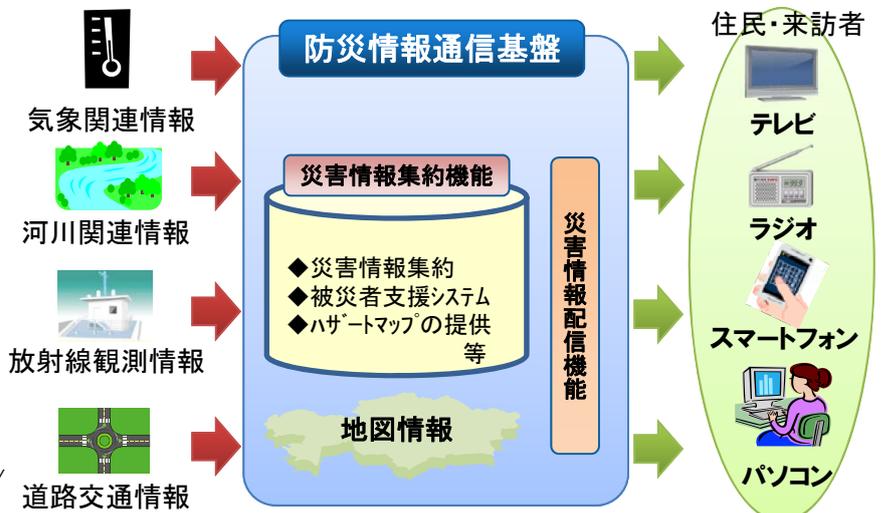
ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会 北海道・地域懇談会



### 安心・安全公共コモンズの普及促進

災害時に全ての住民が情報を入手できるよう、災害関連情報の一元集約・共有機能や多様なメディアを多重に活用した情報配信機能を有する、防災情報通信基盤の普及促進を図ります。

<公共コモンズの専用サイト>  
<http://www.fmmc.or.jp/commons/>



<お問い合わせ先> 情報通信部 情報通信振興課 011-709-2311 内線4713

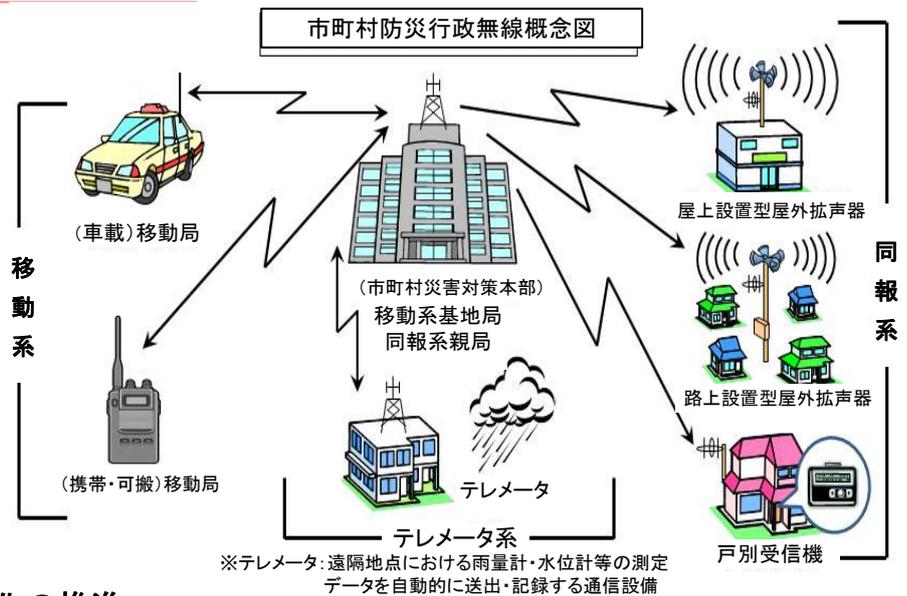
## 3. 防災行政無線、消防・救急無線等の整備に向けた取組

### 地方自治体の無線システムの整備

#### 防災行政無線の整備推進

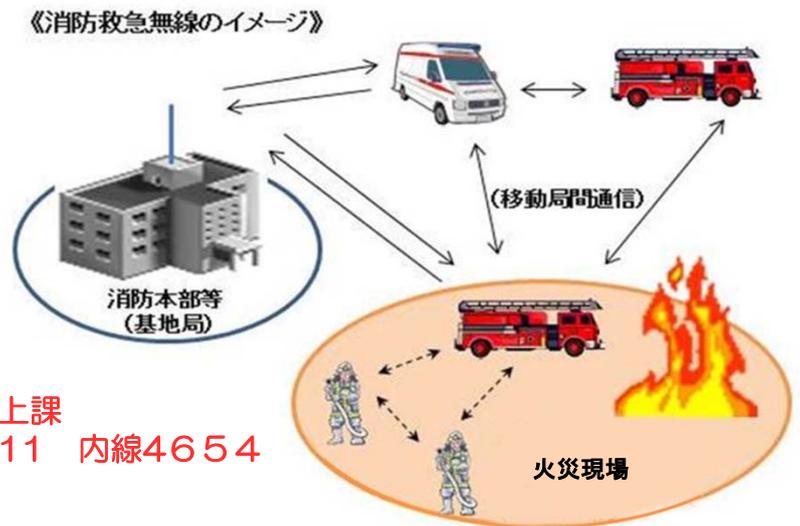
東日本大震災の教訓から、改めて非常災害時における情報伝達手段の確保の重要性が認識されました。

北海道総合通信局は、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、各地域の特性に見合ったシステムの導入について支援していきます。



#### 消防・救急無線のデジタル化の推進

デジタル化により利用可能な無線チャンネルの増加を図るとともに、音声だけでなく文字情報や位置情報等を利用し、視覚による確実な情報伝達を確保するため、各消防本部及び関係機関と連携し、デジタル消防・救急無線への移行及び計画的な整備を支援します。



<お問い合わせ先> 無線通信部 陸上課  
011-709-2311 内線4654

### 自治体の緊急時の情報伝達システムの整備促進



IP告知システム

防災行政無線のほか、IP告知システム、被災地向け携帯電話災害情報サービスなど、地域の実情や特性に応じたシステムの導入について支援していきます。

IP告知端末の活用事例としては、防災利用のほかにも「高齢者見守りシステム」などがあり、日常から緊急時を想定した情報伝達の取組として有効です。

<お問い合わせ先> 情報通信部 情報通信振興課 011-709-2311 内線4717

## II ICT利活用による地域連携・活性化

### 1. ブロードバンド利活用による地域活性化

#### 北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議の開催

道内のブロードバンド・ゼロ地域が概ね解消されたことから、今後は、より大容量のデータ伝送に対応した、超高速ブロードバンド基盤の整備促進を図っていきます。

また、ブロードバンドの利活用については、地域における少子高齢化の問題や医療・教育・農業等各分野の諸課題をICT利活用により解決できないか、「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議」において議論を深めていきます。



北海道地域ブロードバンド整備  
・ICT利活用促進会議

＜お問い合わせ先＞ 情報通信部 電気通信事業課 011-709-2311 内線4703  
情報通信部 情報通信振興課 011-709-2311 内線4713

#### ICT利活用普及キャラバン

ICTの新たな技術や各自治体の成功事例、学識経験者等によるICT利活用方策を紹介する講演会や展示会を開催し、地域が自ら考え、実行する「地域自立型」の地域活性化が推進されることを目指しています。



とちぎICT利活用セミナー

#### フューチャースクール推進事業

総務省は、教育分野におけるICTの効果的な利活用を促進するため、「フューチャースクール推進事業」の実証研究を行っています。

道内では石狩市立紅南小学校が実証校となり、全児童にタブレット型PCが配備され、電子黒板を活用した授業を行っています。実証結果を通じて、情報通信技術面を中心とした検証を行い、ICT利活用による教育改革（協働教育システムの実現）を推進します。



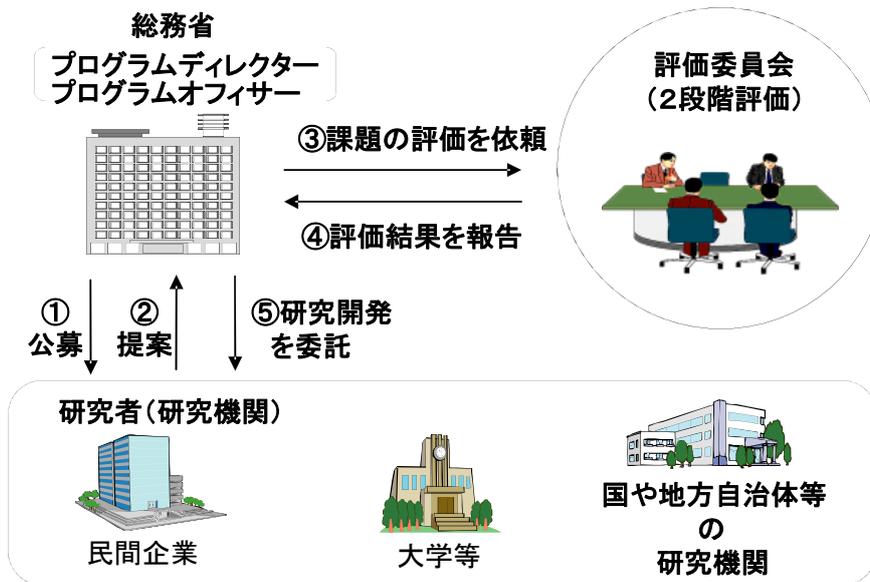
＜お問い合わせ先＞ 情報通信部 情報通信振興課 011-709-2311 内線4717

## II ICT利活用による地域連携・活性化

### 2. 地域のための研究開発の充実・強化

#### 戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)の活用支援

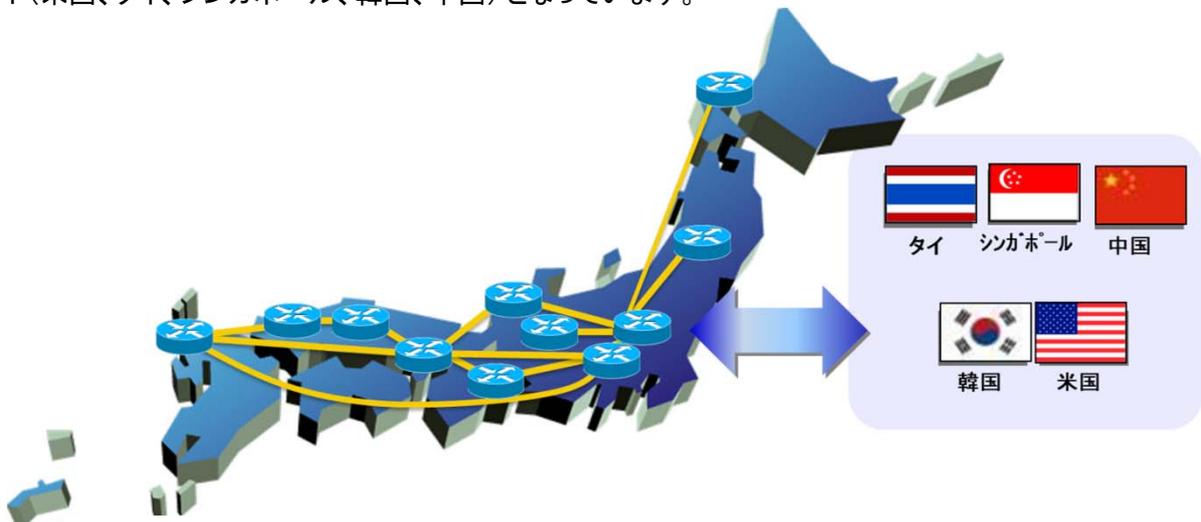
戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)は、ICT分野における競争的資金制度です。総務省が定めた、国として推進すべきICT政策と整合性を持った「研究開発戦略マップ」に基づき、我が国の復興、再生はもとより、持続的な成長と社会の発展、安全で豊かな国民生活の実現に積極的な役割を果たし、科学技術イノベーションの力を高めることを目的として実施しています。平成24年度は、「ICTイノベーション創出型研究開発」、「若手ICT研究者等育成型研究開発」、「地域ICT振興型研究開発」の3つのプログラムで公募しています。



II  
地  
域  
連  
携  
・  
活  
用  
に  
よ  
り  
活  
性  
化  
る

#### 「新世代通信網テストベッド(JGN-X)」の利用促進

JGN-Xは、独立行政法人情報通信研究機構が推進する先進的なネットワークの研究開発・各種アプリケーションの実証実験を進めるためのテストベッドです。JGN-Xは、新世代ネットワークの研究開発・研究協力の目的であれば、原則として誰でも利用することができます。アクセスポイントは、国内は26ポイント(北海道は1ポイントで1Gbps)、海外は5ポイント(米国、タイ、シンガポール、韓国、中国)となっています。



<お問い合わせ先> 情報通信部 電気通信事業課 011-709-2311 内線4703

## Ⅱ ICT利活用による地域連携・活性化

### 3. 電気通信サービスにおける消費者保護の推進

#### e-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)

インターネットや携帯電話が広く普及する一方で、子どもたちがネット犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも多発しています。

その対策として、子どもたちはもとより、保護者、教職員をはじめ、子どもたちを保護する立場にある方々向けに、「e-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)」を実施しています。



e-ネットキャラバン

e-ネット安心講座の受講は「e-ネットキャラバン公式ウェブサイト」からお申し込みいただけます。

<http://www.e-netcaravan.jp/>

- ◆対象者 : 児童生徒、保護者、教職員
- ◆実施主体 : 一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(211社)、公益法人(11団体)、政府・自治体(2省・18団体)、その他(38団体)※FMMCを含む。
- ◆講師 : 認定講師 1,642名(管内 約100名)
- ◆講座内容 : 子どもに迫るネット危機の実態と、その予防又は問題解決のために家庭でどのようなネット安全教育を実施すればよいか等。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆実績 : 道内 248件(平成24年3月31日現在)  
全国 4,831件(平成24年3月31日現在)

#### 電気通信事業分野における個人情報保護セミナー



個人情報保護法が平成17年4月1日から全面施行されて7年を経過しましたが、個人情報の流出・漏えい事故等が数多く報道されており、個人情報保護に関する課題はまだ多いと考えられます。

北海道総合通信局は、個人情報の適正な取扱いを推進するためセミナーを開催し、普及啓発を行っています。



## II ICT利活用による地域連携・活性化

### 4. 電子申請の活用による利便性の向上

インターネットを利用した電子申請により、無線局の申請などの手続きがいつでもどこからでも行うことができます。特にアマチュア無線局の場合、事前にID・パスワードを取得することで、簡単に申請手続きを行うことが可能です。無線局の利用者にとって利便性の高い電子申請の利用拡大の取組を進めています。

#### 電子申請のメリット

##### いつでも申請・届出ができます

申請書類の窓口への持参や郵送の必要がなく、自宅・オフィス等から原則24時間・365日、インターネットでの手続きを行うことが可能です。

また、手数料についてもインターネットバンキングを利用することで、自宅・オフィス等からの支払いが可能です。



←アマチュア無線のイベント会場にて、「電子申請体験ブース」を設け、説明する当局職員

##### 申請履歴をいつでも確認できます

オンラインで受け付けた申請情報について、その後の総務省における進行状況をリアルタイムで確認することが可能です。

##### 手数料が書面申請に比べて減額されます

無線局の種類別	基本送信機の規模	免許申請		再免許申請	
		書面申請	電子申請	書面申請	電子申請
アマチュア局	50W以下	4,300円	2,900円	3,050円	1,950円
基地局、陸上移動局、簡易無線局、固定局 ..等	1W以下	3,550円	2,550円	1,950円	1,500円
	1Wを超え5W以下	4,250円	3,050円	3,350円	2,400円
	5Wを超え10W以下	6,700円	4,500円	4,950円	3,250円

# III 電波利用環境の整備・保護

## 1. 地域における電波利用の促進のための調査検討の実施

### 地下街等における携帯端末向けマルチメディア放送の効率的な送信システムに関する調査検討会

携帯端末向けマルチメディア放送(VHF-High帯)は、平成24年12月から札幌市等においてもサービスが開始されています。

札幌市は、積雪寒冷地であるため、地下街等は他都市と比べ重要な生活空間であることから、本調査検討会において、地下街等においても良好に受信するために必要な送信システムの技術的条件に関する調査検討を行い、平成25年3月を目処に報告書を取りまとめる予定です。

#### 調査検討項目

(1) 地下街等の閉鎖空間における携帯端末向けマルチメディア放送(VHF-High帯)の電波伝搬特性の検討



(2) 地下街等の閉鎖空間における携帯端末向けマルチメディア放送(VHF-High帯)の送信システムの検討



#### マルチメディア放送(VHF-High帯)とは

- 高品質・高画質の①リアルタイム型放送、従来の放送にはない②蓄積型放送と③通信と放送の連携(機能及びサービス)を提供
- 動画・音楽のほか新聞・雑誌、電子書籍、ゲーム等の様々な形式のコンテンツを提供
- アナログテレビ放送停波後の周波数のうち、207.5MHz以上222MHz以下の周波数(VHF-High帯)を使用

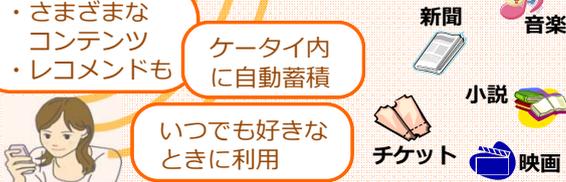
#### ①リアルタイム型放送

■ 従来のTVのように放送を受信しながらライブ映像が視聴できる。



#### ②蓄積型放送

■ 従来の放送と異なり、映像ファイル等を一旦蓄積し視聴できる。



#### ③通信ネットワークとの連携



※利用者が関心を持ちそうな「お勧め情報」。

<お問い合わせ先> 無線通信部 企画調整課 011-709-2311 内線4623

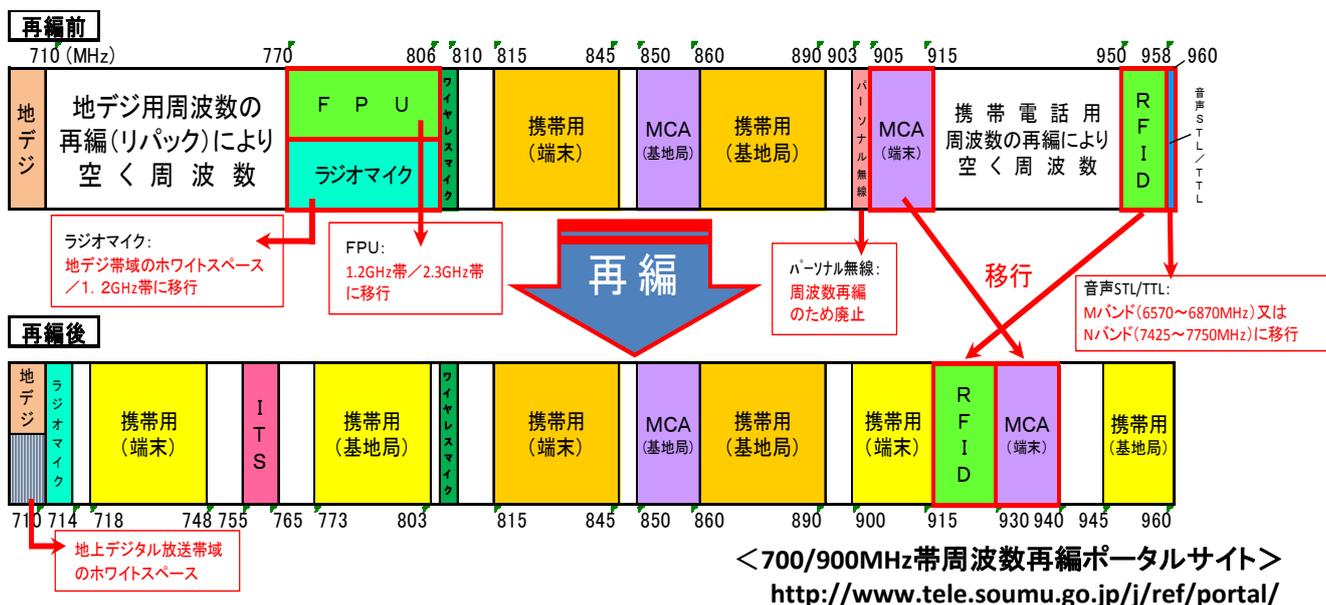
# Ⅲ 電波利用環境の整備・保護

## 2. 移動通信分野等の周波数確保に向けた取組

スマートフォンやタブレット等の携帯端末の急速な普及により、通信量が増加しており、新たに割り当てる周波数の確保が急務となっています。特に700MHz／900MHz帯の周波数については、こうした新たな移動通信分野への利用を可能とするため、既存無線システムの周波数移行のための「周波数再編アクションプラン」が策定されました。

この基本方針に基づき、同周波数帯を使用しているパーソナル無線の廃止やMCA無線等、既存無線システムの円滑な周波数移行に向けた取組を進めていきます。

### 700MHz／900MHz帯の周波数再編計画(アクションプラン)



#### 【900MHz帯(900~960MHz)における再編】

##### 900MHz帯MCA無線に係る周波数移行について

900MHzを使用するMCA無線(デジタル／アナログ)は、平成30年3月31日までに移行することとなりました。

MCA無線を引き続きご利用の場合は、新たな周波数に対応した無線機への取替えが必要です。

##### 950MHz帯電子タグシステム(RFID)に係る周波数移行について

950MHzを使用する電子タグシステムは、平成30年3月31日までに移行することとなりました。現在ご使用中の950MHz帯の電子タグシステムは、平成30年4月1日以降使用できなくなります。

##### 950MHz帯音声STL／TTLに係る周波数移行について

950MHzを使用する音声STL／TTLは、平成27年11月30日までに移行することとなりました。

※ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は60MHz帯及び160MHz帯へ移行を図ります。

##### パーソナル無線の廃止について

パーソナル無線は、周波数割当計画の変更により、使用の期限が平成27年11月30日までと定められました。

<お問い合わせ先> 無線通信部 企画調整課 011-709-2311 内線4623  
無線通信部 陸上課 011-709-2311 内線4643

### Ⅲ 電波利用環境の整備・保護

#### 3. 電波利用環境の維持と電波監視の強化

誰もが安心・安全に電波を利用できる環境を維持するため、電波利用ルールに係る周知・啓発活動に取り組みます。

また、重要無線通信妨害への迅速的確な対応、不法無線局を対象とした捜査機関との共同取締り及び無線局の違反運用を是正するため、電波監視を強化していきます。

##### 電波利用環境維持のための周知啓発活動

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」（6月1日～10日）には、新聞、公共交通広告等により宣伝を行うとともに、道内の官公庁など関係団体に対する広報誌への掲載やポスターの掲示依頼など、集中的な広報を行っています。

また、公共工事、ビート輸送及び除排雪の請負業者を対象とした安全大会に当局の職員を派遣し、電波法令遵守に係る説明を行っています。



↑ 平成24年度 周知用ポスター

##### 誰もが安心・安全に利用できる電波環境の維持

###### 不法無線局撲滅の取組

重要無線通信や放送へ混信妨害を与える、CB無線や改造パーソナル無線などの不法無線局に対し、捜査機関と共同で取締りを実施しています。

日本国内では使用できない外国規格の無線機に関しては、消費者が購入して使用したり、海外の観光客が国内に持ち込んで使用しないように周知啓発活動を行っています。また、国内の無線局に妨害が発生しないように不法無線局を探査し排除しています。



↑ 港湾における共同取締まりの様子



← 日本国内で使用できない外国規格無線機の例

###### 違反アマチュア無線局に対する対応

電波監視により確認した違反アマチュア無線局に対しては、電波規正用無線局を活用して、違反行為を早期に是正するよう注意・警告を行っています。

また、電波規正用無線局の注意・警告に応じないものについては、文書による注意を行うほか、悪質な場合は、違反内容に応じて厳正に対応しています。

＜お問い合わせ先＞ 不法無線局、妨害・混信等申告窓口 011-737-0099（直通）

# IV 地デジ受信環境の整備

## ● 新たな難視等に対する恒久対策の取組

道内では、平成23年7月24日にデジタル放送への移行を完了しましたが、一部の地区において新たな難視やデジタル混信が発生しており、それらの地区の方には、難視対策衛星放送による暫定対策を実施しています。

これらの難視世帯等については、早期に恒久対策を講じるよう、引き続き、道内自治体、テレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、デジサポ（テレビ受信者支援センター）など関係団体と連携し、受信環境整備及び視聴者支援の取組を強化していきます。

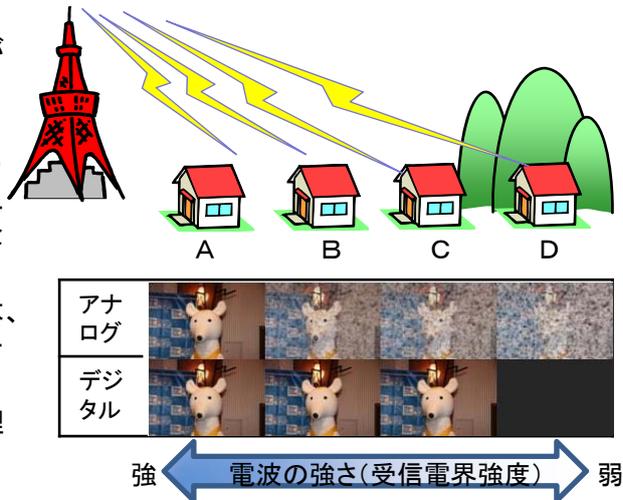
### 新たな難視に関する対策

アナログ放送の場合、地形等の影響で電波が弱まるに従い、受信する画像が徐々に悪くなりますがテレビの視聴は可能です。

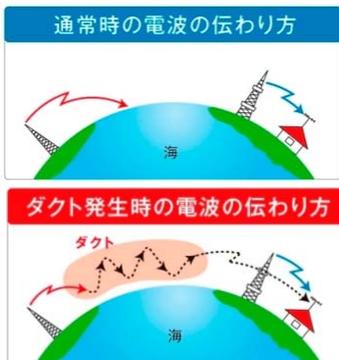
一方、デジタル放送の場合は、電波が弱まってもきれいな画像で視聴できますが、一定以上電波が弱くなると、受信する画像が急に悪くなります。

こうした新たな難視地区の恒久対策としては、中継局の置局や共聴施設新設又は高性能アンテナ等による対策があります。

これらの対策手法を自治体や住民へ説明し理解を求め、早期の対策完了を目指しています。



### 混信等によるデジタル受信障害



放送局の周波数は、混信等の影響がないよう十分検討し計画的に割り当てられていますが、電波の異常伝搬により、混信が発生する場合があります。

対策としては、高性能アンテナ等による受信改善や、送信チャンネル変更があります。

北海道総合通信局は放送事業者と協力し、混信原因を特定すると共に対策手法を確定し、早期の対策完了を目指しています。

←海霧等ダクトの発生による電波の異常伝搬のしくみ

### デジサポ(テレビ受信者支援センター)について

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）は、デジタル化対応に関する相談対応や支援等の受信者支援を行うための組織として、平成20年10月1日に設置されました。

今年度からは、新たな難視対策、周波数再編による受信対策などを重点的に進めるため体制を一新し、地デジに関する相談に応じます。



<デジサポ北海道のサイト>

<http://digisuppo.jp/branch/hokkaido/170/>

<お問い合わせ先> 情報通信部 放送課 011-709-2311 内線4668  
情報通信部 有線放送課 011-709-2311 内線4673